

高知県公文書等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○高知県公文書等の管理に関する条例施行規則 (保存期間の延長)</p> <p>第4条 実施機関は、条例第9条第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる公文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該公文書ファイル等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該公文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する公文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。</p> <p>(1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間</p> <p>(2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間</p> <p>(3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(4) 高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第5条の規定に基づく開示の請求があったもの 同条例第10条第2項に規定する開示決定等の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(5) <u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第2項に規定する開示請求、同法第90条第2項に規定する訂正請求又は同法第98条第2項に規定する利用停止請求があったもの 同法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、同法第94条第1項に規定する訂正決定等又は同法第102条第1項に規定する利用停止決定等の日の翌日から起算して1年間</u></p>	<p>○高知県公文書等の管理に関する条例施行規則 (保存期間の延長)</p> <p>第4条 実施機関は、条例第9条第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる公文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該公文書ファイル等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該公文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する公文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。</p> <p>(1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間</p> <p>(2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間</p> <p>(3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(4) 高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第5条の規定に基づく開示の請求があったもの 同条例第10条第2項に規定する開示決定等の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(5) <u>高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第15条各項の規定に基づく個人情報の開示の請求、同条例第25条第2項に規定する訂正請求又は同条例第29条第2項に規定する是正請求があったもの 同条例第20条第2項に規定する開示決定等、同条例第27条第2項に規定する訂正決定等又は同条例第32条第2項に規定する是正決定等の日の翌日から起算して1年間</u></p>
2 略	2 略

改正後	改正前
<p>(<u>個人情報等の漏えい防止のために必要な措置</u>)</p> <p>第20条 館長は、特定歴史公文書等に条例第15条第3項に規定する<u>個人情報等</u>が記録されている場合には、同項の規定により、<u>当該個人情報等の漏えい</u>の防止のため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限</p> <p>(2) 当該特定歴史公文書等に記録されている<u>個人情報等</u>に対する不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置</p> <p>(3) 公文書館の職員に対する教育及び研修の実施</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置のほか、<u>個人情報等</u>の漏えいの防止のために必要な措置</p> <p>(本人情報の取扱い)</p>	<p>(<u>個人情報漏えい防止のために必要な措置</u>)</p> <p>第20条 館長は、特定歴史公文書等に条例第15条第3項に規定する<u>個人情報</u>が記録されている場合には、同項の規定により、<u>当該個人情報の漏えい</u>の防止のため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限</p> <p>(2) 当該特定歴史公文書等に記録されている<u>個人情報</u>に対する不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置</p> <p>(3) 公文書館の職員に対する教育及び研修の実施</p> <p>(4) 前3号に掲げる措置のほか、<u>個人情報の漏えい</u>の防止のために必要な措置</p> <p>(本人情報の取扱い)</p>
<p>第25条 条例第17条の利用請求をする条例第16条第1項第1号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）は、館長に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の情報が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該利用請求をする者が本人であるこ</p>	<p>第25条 条例第17条の利用請求をする条例第16条第1項第1号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）は、館長に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の情報が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該利用請求をする者が本人であるこ</p>

改正後	改正前
<p>とを確認するため館長が適当であると認める書類</p> <p>2 第22条第2項第2号又は第3号に掲げる方法により条例第17条の利用請求をする場合には、当該利用請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものと及びその者の住民票の写しその他のその者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとして館長が適当であると認める書類（利用請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を館長に提出すれば足りる。</p> <p>3 <u>死者に係る個人に関する情報</u>については、次に掲げる者は、本人に代わって条例第17条の利用請求をすることができる。この場合において、当該利用請求をする者は、前2項に定める書類のほか、当該利用請求をする者と本人との関係を確認するため館長が適当であると認める書類を館長に対し提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>(1) 本人の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）及び2親等以内の血族</p> <p>(2) 死亡した本人が未成年者又は成年被後見人である場合の生前における法定代理人</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、当該利用請求に係る本人の<u>個人に関する情報</u>が当該利用請求をする者の個人情報に該当すると館長が認める者</p>	<p>とを確認するため館長が適当であると認める書類</p> <p>2 第22条第2項第2号又は第3号に掲げる方法により条例第17条の利用請求をする場合には、当該利用請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものと及びその者の住民票の写しその他のその者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとして館長が適当であると認める書類（利用請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を館長に提出すれば足りる。</p> <p>3 <u>死者に関する個人情報</u>については、次に掲げる者は、本人に代わって条例第17条の利用請求をすることができる。この場合において、当該利用請求をする者は、前2項に定める書類のほか、当該利用請求をする者と本人との関係を確認するため館長が適当であると認める書類を館長に対し提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>(1) 本人の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）及び2親等以内の血族</p> <p>(2) 死亡した本人が未成年者又は成年被後見人である場合の生前における法定代理人</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、当該利用請求に係る本人の<u>個人情報</u>が当該利用請求をする者の個人情報に該当すると館長が認める者</p>